

議案第 51 号

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例

桐生市介護保険条例(平成12年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項各号列記以外の部分中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第2号ア中「事業収入等のいずれか」を「その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少する」を「その属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に設定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た金額)のうち、減少する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議 案 説 明

議案第 51 号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号保険料の減免について、所要の改正を行おうとするものです。